大分県スポーツ少年団登録規定

第１条　この規定は、公益財団法人大分県スポーツ協会大分県スポーツ少年団設置規定第４章第６条に基づき、スポーツ少年団・団員・指導者・役員およびスタッフの登録に関することについて定める。

第２条　登録は、公益財団法人大分県スポーツ協会大分県スポーツ少年団設置規定第２章の目的にのっとり、大分県スポーツ少年団に加入することを目的として行うものとする。

第３条　登録は、大分県スポーツ少年団が別に定める要件を具備したものをもって、市町村スポーツ少年団を通じ、大分県スポーツ少年団へ、各スポーツ少年団単位で申請する。

２　　前項の登録にあたっては、市町村スポーツ少年団、大分県スポーツ少年団及び日本スポーツ少年団がそれぞれ別に定める登録料を納めるものとする。

第４条　登録の有効期間は、登録の認定を受けた日から、その年度末日までとし、年度ごとにこれを更新する。更新の方法は前条に定めるところによる。

第５条　大分県スポーツ少年団は、第３条の定めにより登録を行ったものに対し、日本スポーツ少年団の認定を受け、所定の認定を行う。

第６条　登録の認定を受けた少年団登録者が、公益財団法人日本スポーツ協会倫理規定第４条に違反する行為を行った疑いがあるとき、別に定める「スポーツ少年団登録者処分基準」に基づき対応を行うものとする。

２　前項の対応を行った結果、当該少年団登録者の違反行為が明らかとなり、処分を行う必要があると判断された場合、当該少年団登録者を処分するものとする。

第７条　この規定に定めるほか、登録に関して必要な事項は、大分県スポーツ少年団常任委員会の承認を得て変更することができる。

附　則　この規定は令和２年４月１日から施行する。

大分県スポーツ少年団登録規定施行細則

第１条　この細則は、大分県スポーツ少年団登録規定第３条及び第５条に関する事項について定める。

第２条　大分県スポーツ少年団登録規定第３条に関しては、次の通りとする。

１　登録区分は、単位スポーツ少年団においてスポーツをすることが主な活動である場合は「団員」、スポーツを指導することが主な活動で公認スポーツ指導者資格を保有する場合は「指導者」、単位スポーツ少年団の取りまとめ等が主な活動の場合は「役員」、育成母集団などの単位スポーツ少年団活動の運営やサポートが主な活動の場合は「スタッフ」とし、スポーツ少年団活動を行う者は、これらのいずれかに必ず登録するものとする。

２　単位スポーツ少年団は原則として団員１０名以上と指導者２名以上で構成される。また、２０歳以上の指導者、役員またはスタッフ ２名以上の登録を必須とする。なお、指導者は少なくとも２名以上をスポーツ少年団の理念を学んだ者〔令和元年度にスポーツ少年団認定育成員・認定員の資格を保有していた者またはスタートコーチ（スポーツ少年団）資格保有者〕としなければならない。

３　指導者、役員またはスタッフのうち１名を代表者とする。なお、２団以上の代表者を兼ねることはできない。

４　新規登録単位スポーツ少年団については、初年度に限りスポーツ少年団の理念を学んだ者を必置とせず、２０歳以上の指導者、役員またはスタッフが２名以上登録していればよいものとする。ただし、そのうち少なくとも２名が年度内にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会を受講する必要がある。

５　団員は、登録する年の４月１日現在満３歳以上とする。ただし、満３歳以上の小学生未満の者については、単位スポーツ少年団の活動内容・受入体制や当該者の体力・運動能力等を充分に考慮し、個別に対応するものとする

６　指導者は、登録する年の４月１日現在満１８歳以上で、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格保有者とする。なお、未登録指導者の指導についてはこれを認めない。
単位スポーツ少年団での未登録指導者の指導が確認された場合には、市町村スポーツ少年団が当該単位団に対して団活動停止等の処分を行うことができる。

７　指導者は、２年に１回以上、大分県スポーツ少年団が指定する研修を受講しなければならない。
市町村スポーツ少年団は、指導者の登録更新事務を行う際、大分県スポーツ少年団がとりまとめた指定研修受講者名簿を基に登録認定を行う。

８　大分県スポーツ少年団では、令和２～５年度までの移行期の特別措置を活用し、令和元年度までに認定員の資格を有していた者は、原則として令和５年度までは「スポーツリーダー」資格で指導者登録することを認める。ただし、令和６年度以降も指導者登録する場合には、令和５年１１月までに「コーチングアシスタント」資格への移行手続きを行わなければならない。

９　単位スポーツ少年団の登録あたっては、スポーツ少年団登録システムを用いて、毎年４月１日から７月３１日までの期間中に、所属する市町村スポーツ少年団に申請するものとする。

10　市町村スポーツ少年団は、上記手続きを経た単位スポーツ少年団をとりまとめ、８月３１日までの期間中に大分県スポーツ少年団に登録申請の届出を行う。また、市町村スポーツ少年団所属の役員およびスタッフの登録も同時に行うものとする。

11　大分県スポーツ少年団は、市町村スポーツ少年団から届出のあった申請をとりまとめ、９月３０日までに日本スポーツ少年団に登録申請の届出を行う。また、大分県スポーツ少年団所属の役員およびスタッフの登録も同時に行うものとする。

12　大分県スポーツ少年団への登録料は、毎年、常任委員会にて別途定める。

第３条　大分県スポーツ少年団登録規定第５条に関しては、次の通りとする。

１　新規登録単位スポーツ少年団については、団認定証と認定リボンを交付するとともに、情報誌「Sport Japan」を送付する。また、単位スポーツ少年団旗を保持しなければならない。

２　更新登録単位スポーツ少年団については、認定リボンを交付するとともに、情報誌「Sport Japan」を送付する。

３　団員については、団員章を交付する。

４　指導者については、指導者章を交付する。

５　役員およびスタッフについては、登録証を交付する。

第４条　前条による認定を受けた単位スポーツ少年団、団員、指導者、役員およびスタッフは、市町村スポーツ少年団、大分県スポーツ少年団、日本スポーツ少年団が実施する諸活動に参加する権利を有すると共に、日本スポーツ少年団の制定する標章等の使用（営利目的での使用を除く）を認められる。

第５条　登録者の個人情報は、公益財団法人日本スポーツ協会個人情報保護方針に基づき、日本スポーツ少年団、大分県スポーツ少年団、市町村スポーツ少年団にて共同利用する。その他、個人情報の取り扱いの詳細については、日本スポーツ少年団が別途定める「スポーツ少年団登録者個人情報の取り扱い」に準じる。

第６条　この細則は、常任委員会の議決によって変更することができる。

附　則　この細則は、令和２年４月１日から施行する。